



2012年10月18日

静岡県
知事 川勝平太 様

原水爆禁止静岡県民会議
代表委員 橋本勝木
代表委員 宮下智
静岡県平和・国民運動センター
会長 須藤達美



平和行政推進に関する要請書

貴職におきましては、日頃より県民生活向上と地方自治発展にご尽力頂き心から敬意を表します。

さて、広島・長崎への原爆の投下と国内外に多大な被害をもたらした先の大戦から 67 周年、サンフランシスコ講和条約締結 60 年、3・1 ビキニ被爆から 57 周年、沖縄本土復帰 40 年の節目の年となっています。また、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により多大な被害が生じているうえ、福島原発の事故は今も収束していません。広島、長崎、焼津、そして福島で被曝の現実が起きています。

私たち原水爆禁止静岡県民会議は、核兵器廃絶、被曝者援護、脱原発を大きな柱として「核と人類とは共存できない」と訴え続けてきましたし、静岡県平和・国民運動センターに結集する労働組合・個人は平和を求める立場から、沖縄の基地負担軽減と米軍再編に伴う新基地建設に反対し、人権と環境を守り「武力で平和は作れない」ことを訴え、地域からの平和運動を創ってまいりました。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と憲法に謳われているように、平和を希求する思いは住民の福祉充実を進める行政組織と私たちとで何ら変わるものでないと確信しています。

つきましては、貴職が、地方自治体の長として、住民の命と暮らし、福祉を守る立場から、次の事項について行政施策に反映していただきますよう、強く要望いたします。

記

1. 平和市長会議、非核・平和自治体宣言の趣旨にもとづき積極的な運動展開を図ると共に、その財源確保に努めること。
2. 平和市長会議、日本非核宣言自治体協議会に加盟する他の自治体と協力し、協議会活動を実効あるものにすること。
3. 国に対し、非核三原則の法制化と、全ての国から核兵器の廃絶を求めることを明記した「非核法」(仮称)の早期制定を要請すること。
4. これまでの被曝者に対する援護施策を充実し、原発事故による新たな被曝者を生まないよう対策を講じると共に、エネルギー政策の転換を国に働きかけるとともに、自治体としても積極的に推進すること。また、福島第 1 原発事故の教訓を生かし、浜岡原発を再稼働することなく、使用済燃料の安全管理を図るよう働きかけること。
5. 毎年開催される広島・長崎・焼津の平和祈念式典や原水禁世界大会への県民参加を積極

的に推進すること。

6. 県内の米軍基地並びに自衛隊の基地撤去を強力に推進すること。特に世界遺産登録をめざす富士にあって、今後は沖縄県道 104 号線越え実弾砲撃演習の中止を求めること。また、オスプレイの普天間基地配備と、キャンプ富士派遣・低空飛行訓練に反対し、県民の安全を守る立場からオスプレイ配備と低空飛行訓練を撤回するよう政府・防衛省、米政府及び米軍に申し入れること。
7. 航空自衛隊浜松基地自衛官の人権裁判で下された判決を活かし、人権が尊重される組織体制とするため「軍事オンブズマン制度」等の制定を国に働きかけること。
8. 悲惨な戦争体験を引き継ぎ、平和に関する学習や研究、啓発活動の拠点となる研究・資料館を県として設立すること。
9. 偏狭なナショナリズムを排し歴史歪曲を許さず、民主的な教育を守り育てること。
10. 加害の歴史を記憶にとどめ、謝罪と償いを遂行し、再び戦火を交えることの無いよう、日朝国交回復、中国との信頼醸成、東アジアの平和と友好のための運動を強化すること。

以上

